

第 6697 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 8日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 使用人兼務役員

**Q** : 妻は常時使用人として職務に従事していますが、取締役経理部長にしようと思っています。株式は私が100%持っていますが、使用人兼務役員になれますか？

**A** : 使用人兼務役員になれません。

### 【解説】

使用人兼務役員とは、役員のうち部長、課長、その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいますが、次のような役員は、使用人兼務役員にはなれません。

なお、同族会社の使用人のうち税務上みなし役員とされる者も使用人兼務役員となりません。

- ① 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- ② 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- ③ 合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員
- ④ 取締役(委員会設置会社の取締役に限りません)、会計参与及び監査役並びに監事
- ⑤ ①から④までのほか、同族会社の役員のうちその役員の株式等の所有割合やその役員の属する株主グループの所有割合などが一定の状況にある者

お尋ねの場合、あなたと奥さんの株式の所有割合の合計が5%を超えており、かつ、あなたと奥さんの属する株主グループとしての所有割合が50%を超えていますので、奥さんは使用人兼務役員にはなれません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

